



公益財団法人福岡アジア都市研究所

令和4年度 市民まちづくり研究員募集要項

I. 趣旨

公益財団法人福岡アジア都市研究所(以下「研究所」)は、各界各層の協力と連携のもと都市経営の視点と長期的展望に立った都市政策を研究する機関であり、「都市政策に関する調査研究」「都市政策に関する情報の収集、分析、加工、発信」「人材育成」「アジアとのネットワーク形成」を柱に事業を進めています。

この市民まちづくり研究員受入事業は、市民の方々に、自主的な立場での研究を通して、まちづくりへの認識を深め、また、交流の輪を広げることにより、まちづくりのリーダーとなっていただくことを目的としています。

II. 研究テーマ

『歩きたくなる福岡のまちづくり』～居心地良く、アートあふれる空間～

福岡市では、都市機能のアップデートにより、オープンスペースやゆとりある歩行者空間の創出等、回遊空間が形成される中、まちに「彩り」を加えるアートのあるまちづくりに取り組んでいます。

まちなかに展示されるウォールアートなどのアート作品に触れることで、心が満たされるとともに、まちを歩きたいきっかけとなり、食文化や景観、歴史的建造物などが持つ魅力にも触れることができます。また、カフェやオープンスペース等のアート作品が展示された場所や、アート拠点施設には人々が集まり、交流によるつながりが生まれ、新たな価値の創出や地域課題の解決につながることを期待されます。

住みやすいと評価されている福岡市において、まちを歩きたくなるような居心地の良いまちづくりはどうか、皆さんのそれぞれの立場から構想し、市民まちづくり研究員として調査・研究し、提案してみませんか。

III. 応募手続き等

1. 募集人数

5名程度(グループでの応募も可)

2. 募集期間

令和4年5月9日(月)～5月31日(火) 必着

3. 応募方法

応募用紙をURCのWEBサイト <http://urc.or.jp/> からダウンロードしてください。

下記の①から⑧の項目を記入し、shimin@urc.or.jp 宛に送付してください。

①氏名(フリガナ)

②年齢

③住所

④電話番号(昼間連絡可能なところ)

⑤勤務先(または通学先)名

⑥勤務先(または通学先)住所

【裏面へ続く】

⑦まちづくりに関する活動等の経験があれば簡単に記入してください。

⑧今回の応募の動機、及び研究テーマに関する自分自身の考え方や所感を、400字以上800字以内の文章にしてください。

※合否に関わらず、提出書類は返却いたしません。また、提出書類記載の個人情報適切に管理し、市民まちづくり研究員の選考とその後の活動に関する事務以外には使用いたしません。

4. 面接選考

令和4年6月初旬～中旬(面接日時は後日連絡します。)

IV. 研究活動の内容

1. 研究活動は、市民まちづくり研究員の皆さんによる自主的な個人研究を重視します。月に1回程度の定例研究会では全員参加の研究活動となりますが、その他に個人による準備作業、グループによる資料収集や現地調査等の作業が求められます。
2. 研究期間は、令和4年7月から令和5年3月までの約9か月間とし、期間中は、研究所の施設の一部を作業スペースとして提供します。
3. 市民まちづくり研究員には、研究活動費の支給はありませんが、必要に応じて相談ができます。定例会参加等にかかる交通費については、各自負担をお願いします。
4. 市民まちづくり研究員の決定
 - 1)市民まちづくり研究員は、書類選考及び面接選考のうえ決定します。
 - 2)選考結果は、応募者全員に文書で回答します。
 - 3)決定後は、研究所が「市民まちづくり研究員」として委嘱します。
5. 研究成果
 - 1)研究の成果は、報告書としてまとめていただきます。また、発表会も行います。
 - 2)研究成果については、研究所、市民まちづくり研究員双方に帰属するものとし、研究所以外における公表については、研究所の承諾を得てください。

V. 市民まちづくり研究員の条件

1. 福岡市またはその近郊にお住まいの方もしくは福岡市内に通勤・通学している満18歳以上の方で、月1回程度の定例研究会(原則、平日の夜間)に参加でき、かつ、研究テーマに関連して自主的な研究活動を完遂できる方。
2. 居住地における市区町村に係る徴収金(市区町村税及び延滞金等)に滞納がない方。
3. 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。)第2条第2号に規定する暴力団員でない方。
4. 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものでない方。

お問い合わせ先



公益財団法人 福岡アジア都市研究所 URC

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目8番1号 博多区役所新庁舎10階

TEL: 092-710-6441 FAX: 092-710-6433

Mail: shimin@urc.or.jp URL: <http://urc.or.jp/>